

重要事項説明書

(介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 総 合 事 業)

医療法人 岸本病院

デイサービスセンター ハーティ

1. 事業者

- (1) 法人名 医療法人岸本病院
(2) 法人所在地 京都府舞鶴市字浜1131番地
(3) 電話番号 0773-62-0118
(4) 代表者氏名 理事長 岸本 良博
(5) 設立年月日 平成元年4月1日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定介護予防・日常生活支援総合事業事業所
(平成18年4月1日指定)
京都府 2672700321号
- (2) 事業所の目的 契約者がその有する能力に応じて、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、第4条に定める介護サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 デイサービスセンター ハーティ
- (4) 事業所の所在地 京都府舞鶴市南浜町1番地の3
- (5) 電話番号 0773-65-2103
- (6) 管理者氏名 今野 菜美子
- (7) 当事業所の運営方針 契約者の意思及び人格を尊重し、契約者が可能な限り居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する。
- (8) 開設（サービス開始）年月日 平成18年4月1日
- (9) 通常の事業の実施地域 舞鶴市 東、中地域
- (10) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日、年末・年始(12/31~1/3)8/14 を除く
利用申込受付時間	月~土 8:30~17:30
サービス提供時間帯	月~土 9:00~16:30

- (11) 利用定員 30人（通所介護事業含む）

- (12) 主な設備 食堂・機能訓練室 98.9㎡

管理栄養士作成の献立による食事の提供と機能訓練を実施します。
浴室 通常の浴槽（個浴）の他に機械浴槽もあり車椅子の方でも入浴可能です。（座位浴、リフト浴）
送迎用に、車椅子ごと乗車できる自動車を3台配置しています。

※(参考) 当法人が行っている他の事業

当法人では、次の事業もあわせて実施しています。

- ・訪問看護 ・居宅療養管理指導 ・通所介護 ・訪問介護
- ・訪問リハビリテーション
- ・居宅介護支援事業……平成12年4月1日指定 京都府 2612701389号

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して介護予防通所介護相当サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> ※ () 内は、うち兼務者数 R8.4.1 現在

職 種	常勤	非常勤	合計
1. 管理者	1 (1)		1 (1)
2. 介護職員	2 (2)	6	8(2)
3. 生活相談員	3(3)		3 (3)
4. 看護職員	2(2)	3 (1)	5(3)
5. 機能訓練指導員	2(2)	3 (1)	5(3)

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

サービスの概要

① 入浴

・入浴または清拭を行います。車椅子の方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

② 排泄

・ご契約者の排泄の介助を行います。

③ 機能訓練 (運動器機能向上サービス)

・機能訓練指導員等により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するため、生活相談員、介護職員、その他の職種の者が共同に計画を作成し、機能訓練を実施します。

サービス利用料金（1月あたり）

別紙1の料金表を参照してください。

利用料金は介護度、負担割合（1～3割）によって異なります。基本料金、加算とも1ヶ月あたりの料金となります。利用回数によっては変わりありません。（基本料金の日割り計算の場合を除く）負担割合に応じた自己負担額分をお支払いいただきます。

※なお、ご契約者様がまだ要支援認定を受けていない場合には、介護保険給付を含む金額が利用料として適用されますのでサービス利用料金の全額（料金表の10割の額）をいったんお支払いいただきます。要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、介護予防通所介護相当サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

① 介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

② 食費（調理、食材費、おやつ代）

当事業所では、管理栄養士の作成する献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態を考慮した食事を提供します。

ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をしていただくことを原則としています。

（食事時間） 11：45～13：00

ご契約者に提供する食事費用です。

料金 1日あたり 880円（おやつ代込み）

③レクリエーション

ご契約者の希望によりレクリエーションに参加していただくことができます。

利用料金 材料代等の実費をいただきます。

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者の希望によりご負担いただくことがあります。

（おむつ代）：原則持ち込みとします。事業所で臨時的に使用した場合後日返却された場合には費用は掛かりません。個人で準備がなく事業所で用意する場合は実費をいただきます。必ず確認をさせていただきます。

パンツタイプ 1枚 95円

尿とりパット 1枚 20円

(日常生活品の購入) : 希望される方は、初回に購入をお願いしています。使用が長くなり交換が必要となった場合には事前にお伝えし新しいものを準備します。料金についてはその月の料金に計上させていただきます。

クリアケース 1枚 110円
連絡ノート 1冊 65円
カバンの名札 1個 25円

⑤ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

コピー利用料金 1枚につき 10円

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、次の通りお払い下さい。

① 金融機関からの口座振替

1か月ごとに計算し、翌月26日(金融機関休業日の場合は翌営業日)にご指定の口座(京都銀行、京都北都信用金庫または郵便局のうちいずれかの金融機関)から振り替えを行います。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額となります。)

② 指定口座へのお振込

1か月ごとに計算し、請求書到着後1週間以内に指定口座へお振込下さい。

京都銀行 東舞鶴支店 普通預金 944672

(口座名義) 医療法人 岸本病院 理事長 岸本良博

(4) 利用の中止、変更、追加

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに事業者申し出てください。

○利用予定を当日または前日にキャンセルされた場合は、キャンセルした時期に応じて食費については理由にかかわらずキャンセル料を徴収させていただきます。

利用予定日の前日 13時までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日 13時以降 18時までに申し出があった場合	200円
利用予定日の当日に利用キャンセルの場合	880円

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時を契約者に提示して協議します。

5. 事故発生時の対応について

介護予防通所介護相当サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかにご契約者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

なお、デイサービスセンターハーティでは、自立意欲の向上と自ら動いていただくことを目的に活動させていただいております。そこで、施設には、以下のような障壁（バリアー）があります。小さな段差・狭い通路などによる転倒の危険箇所、また機械・道具を使用する危険等ご家庭において遭遇される可能性のある、これらの危険性を克服するための方法を体験・学んでいただくことをねらって、障壁が部分的に設置されています。

不幸にして事故が発生した場合は、当施設が加入している損害賠償責任保険等を適用させていただきます。なお、当施設で加入している損害賠償責任保険会社は以下のとおりです。

保険名：株式会社損害保険ジャパン

居宅サービス事業者賠償責任保険 ウォームハート

（賠償責任保険は対象となる事故の態様がさまざまであるため、事故の原因、状況により保障内容が異なります。つきましては保険会社との契約内容に沿って対応させていただきます。）

6. 秘密保持について

当事業所及びその職員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。また、当事業所の職員でなくなった後においてもその秘密を保持するよう雇用時に取り決めており、他に漏らすことはありません。

- ※ 場合によっては本人、家族の同意を得て関係機関に情報を渡すことがあります。
- ※ 当事業所での個人情報保護の方針、取り扱いについては別紙2を参照してください。
- ※ 当事業所における個人情報保護に関する相談やお問い合わせは以下の専用窓口で受け付けます。

○個人情報保護に関する相談受付窓口（担当者） 生活相談員 今野 菜美子

○受付時間 毎週月曜日～金曜日（8：30～17：30）

○電話番号 0773-65-2103

7. 苦情の受付について

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者） 生活相談員 今野 菜美子
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日（8：30～17：30）
- 電話番号 0773-65-2103

（2）行政機関その他苦情受付機関

舞鶴市役所 保険福祉部 高齢者支援課	所在地 電話番号	舞鶴市字北吸 1044 番地 0773-66-1013
京都府健康福祉部 介護・福祉事業課	所在地 電話番号	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 075-414-4571
国民健康保険団体連合会 介護保険対策室	所在地 電話番号	京都市中京区壬生東高田町 1-2 075-326-1050

8. 緊急時における対応方法について

通所介護サービスを提供中にご利用者様に緊急事態が生じた場合には、利用者様の主治医、緊急連絡票に記載されたご家族様など、担当ケアマネージャーへすみやかに連絡をします。必要に応じ救急搬送を要請します。なおその間必要に応じて適切な処置を講じます。

9. 非常災害対策について

事業所は非常災害に備えて、火災、風水害、地震等の災害に対処するための計画を策定します。

- ① 火災対策として防火管理者を設置し防火設備を整備し（消火器、火災報知器、誘導灯など）防火・避難・救出・消火・連絡等の訓練を年2回以上実施します。
防火管理者：齊藤光平
- ② 風水害（浸水）対策として、年1回以上の研修・訓練を実施します。サービス提供中に風水害の危険があると判断した場合には（特別警報発令、警戒レベル3以上）サービスを中止しご家族等に連絡のうえ帰宅又は避難をします。サービス提供前に災害の危険が大きいと判断した場合にはその日のサービス提供を中止します。
- ③ 地震対策として、年1回以上の研修・訓練を実施します。サービス提供中に地震が発生した場合には必要に応じて避難場所への避難を行います。
- ④ 災害に備え事業所に非常食、水、その他必要な物資の備蓄を行います。

10. 虐待防止について

当事業所は、ご利用者様の人権擁護・虐待防止のため、次の措置を講じます。

- ① 虐待防止のための指針を整備します。
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- ③ 虐待を防止、啓発・普及するための研修を定期的実施します。
- ④ 虐待防止についての担当者を設置します。

担当者：管理者（生活相談員） 今野 菜美子

- ⑤ サービス提供中に当事業所職員または養護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合にはすみやかにこれを担当ケアマネージャー（市町村）へ報告します。

11. 衛生管理（感染症対策の強化）について

当事業所において感染症が発生し、または蔓延しないように、次の処置を講じます。

- ① 職員の清潔保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 利用者の使用する事業所の設備及び備品、飲用に供する水について衛生的な管理に努めます。
- ③ 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を6ヶ月に1回以上開催するとともにその結果について職員に周知徹底します。
- ④ 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備します。
- ⑤ 職員に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

12. 業務継続計画について

当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとし、事業所は職員に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施します。業務継続計画は定期的に見直しを行い必要に応じて計画の変更を行います。

13. ハラスメントについて

事業所は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- ① 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。
- ② ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。
- ③ 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- ④ ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

1 4. サービス利用にあたっての留意事項

- ① サービス利用開始の際には、介護保険被保険者証、負担割合証を提示してください。また、介護保険の更新時など介護保険被保険者証に記載された内容が変更になった場合（介護度、要介護認定の有効期間の変更等）や負担割合証が更新された際には提示をお願いします。
- ② 利用当日の健康状態を職員に伝えてください。発熱等体調の思わしくない場合に利用前に申し出てください。利用をお休みしていただく場合もあります。
- ③ 施設内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合には弁償していただく場合があります。
- ④ 敷地内は禁煙です。利用時の喫煙はできませんのでご了承ください。
- ⑤ 他の利用者様の迷惑となるような行為はご遠慮ください。他の利用者様に対する宗教的活動や政治的活動、宣伝活動などはご遠慮ください。
- ⑥ ご利用中のご利用者様同士で金品のやり取りは禁止しています。行為を確認した場合には注意をさせていただきご家族様へ報告させていただく場合もありますのでご了承ください。
- ⑦ 食事やおやつを持ち帰りは食品衛生上禁止しています。

デイサービスセンターハーティ介護予防通所介護相当サービス重要事項説明書別紙1

★利用料金表★

【介護度別で料金設定のあるもの】

介護度	基本料金		サービス提供体制強化加算Ⅰ	
	10割	負担割合別	10割	負担割合別
事業対象者・ 要支援1	17,980円	1割 1,798円	880円	1割 88円
		2割 3,596円		2割 176円
		3割 5,394円		3割 264円
要支援2	36,210円	1割 3,621円	1,760円	1割 176円
		2割 7,242円		2割 352円
		3割 10,863円		3割 528円

【共通のもの】

加算の種類	加算額		加算の種類	加算額	
	10割	負担割合別		10割	負担割合別
生活機能 向上連携 加算Ⅱ	2,000円	1割 200円	科学的介護 推進体制 加算	400円	1割 40円
		2割 400円			2割 80円
		3割 600円			3割 120円
口腔栄養 スクリーニ ング加算Ⅰ	6ヶ月に1回 200円	1割 20円			
		2割 40円			
		3割 60円			

その他

加算額は実績により月々変動があります

処遇改善加算Ⅲ	1ヶ月の総実績額に9.9%を乗じた額
---------	--------------------

【基本料金の日割り算定】

※契約期間が1月に満たない場合（利用開始月）、ショートステイ利用の場合適応されます。一日当たりの基本料金に契約日からの日数をかけた金額がその月の基本料金となります。ショートステイ利用の場合には利用日の日数を除いた残りの日数分の金額が基本料金となります。加算料金については日割りにはなりません。

介護度	日割り1日当たりの基本料金		介護度	日割り1日当たりの基本料金	
	10割	負担割合別		10割	負担割合別
事業対象者・ 要支援1	590円	1割 59円	要支援2	1,190円	1割 119円
		2割 118円			2割 238円
		3割 177円			3割 357円

★各種加算の説明★

加算の種類	算定の要件・説明
生活機能向上 連携加算Ⅱ	訪問リハビリテーション事業所又は通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等からの助言を受けることが出来る体制を構築し、理学療法士などが通所介護事業所を訪問し助言を行ったり、共同で機能訓練計画を立てたり必要に応じて計画や訓練内容を見直したりする場合に算定できます。当事業所は岸本病院リハビリ部門と連携できる体制を取っています。
科学的介護推進 体制加算	厚生労働省は、科学的に効果が裏付けられた自立支援・重度化防止に資する質の高いサービス提供の推進を目的として、「科学的介護情報システム（LIFE）」の運用を行っています。これは、介護サービス事業所の利用者の心身の状況や提供されるサービスなどに関する情報を厚生労働省が収集しデータ解析を行い解析結果のフィードバックを受けることで事業所が利用者様に対するケアの見直しや改善を行うことでサービスの質の向上につなげることを可能とするものです。なお、LIFEのシステムに個々の情報を送りますがその一部を匿名化して送るようになっており厚生労働省が個人情報収集するものではありません。
口腔栄養 スクリーニング加算Ⅰ	介護職員などが利用者様の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行いその情報を利用者様を担当している介護支援専門員に6ヶ月ごとに提供している場合算定されます。6ヶ月に一度算定されます。
サービス提供体制 強化加算Ⅰ	全介護職員のうち介護福祉士の資格を有する者が70%以上の配置基準を満たした場合算定が出来ます。当事業所はこの基準を満たしています。この加算は区分支給限度基準額には含まれません。
介護職員 処遇改善加算Ⅲ	介護人材の安定的確保及び資質向上を図る為、給与水準の向上を含めた介護職員の根本的な処遇改善を目的に算定します。当事業所では毎年介護職員処遇改善計画書を作成しその計画に基づいた給与改善の実施、キャリアアップへの取り組みなど算定要件を満たしています。

令和 年 月 日

介護予防通所介護相当サービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者職名 _____ 氏名 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、介護予防通所介護相当サービスの提供開始と利用料金など利用にかかわるすべての料金の支払いに同意しました。

利用者 住所 _____

氏名 _____

代理人 住所 _____

氏名 _____

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。